

様式第十二号（第117条第1項第1号関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職名・氏名

印

月 次 報 告 書
（ 年 月 ）

1. 主要勘定残高

(単位：百万円)

(1) 貸借対照表

科 目		金額
流	動 資 産 計	
現	金 ・ 預 金	
預	託 金	
	委託者資産保全措置信託	()
	商品取引責任準備預託金	()
	委託者保護基金への預託・分離預託	()
	委託者保護基金への預託・担保	()
	その他の預託金	()
ト	レーディング商品	
	商品デリバティブ取引	()
	その他のトレーディング商品	()
未	収 金	
	委託者等未収金	()
	その他の未収金・立替	()
差	入 保 証 金	
	先物取引差入保証金	()
	その他の差入保証金	()
委	託者先物取引差	金
短	期 貸 付	金
前	前 払 費 用	金
未	未 収 入	金
未	未 収 収	益
繰	延 税 金 資 産	産
そ	の 他 の 流 動 資 産	産
貸	倒 引 当 金 (△)	()
固	定 資 産 計	
有	形 固 定 資 産	
	建 物	()
	土 地	()
	器 具 ・ 備 品	()
	その他の有形固定資産	()
無	形 固 定 資 産	
	の れ ん	()
	ソ フ ト ウ ェ ア	()
	その他の無形固定資産	()
投	資 そ の 他 の 資 産	
	投 資 有 価 証 券	()
	関 係 会 社 株 式	()
	長 期 未 収 債 権	()
	長 期 差 入 保 証 金	()
	長 期 貸 付 金	()
	長 期 前 払 費 用	()
	繰 延 税 金 資 産	()
	そ の 他	()
	貸 倒 引 当 金 (△)	()
繰	延 資 産 計	
資	産 合 計	

流	動	負	債	計	
ト	レー	デ	イ	ン	グ
商	品	デ	リ	バ	イ
そ	の	他	の	ト	レ
預					
預					
そ	の	他	の		
未	払	法	人	税	等
繰	延	税	金	負	債
委	託	者	先	物	取
短	期		借	入	金
未			払		金
未		払		費	用
前			受		金
前		受		収	益
賞	与		引	当	金
そ	の	他	の	流	動
固	定	負	債	計	
社	債	・	長	期	借
繰	延	税	金	負	債
退	職	給	付	引	当
そ	の	他	の	固	定
引					
商	品	取	引	責	任
そ	の	他	の	引	当
負					
株	主	資			
資		本		金	
新	株	式	申	込	証
資	本	剰		余	金
利	益	剰		余	金
自	己			株	式
評	価	・	換	算	差
そ	の	他	有	価	証
新	株		予		約
純	資	産			
負	債	・	純	資	産

委託者等未収金の無担保部分についての注記	金額
委託者等未収金	
うち無担保部分	

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金額
営 業 収 益	
受 取 手 数 料	
商品先物取引に係る受取委託手数料	()
商品ファンド販売手数料	()
その他の受取手数料	()
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	
商品トレーディング損益	()
その他のトレーディング損益	()
そ の 他 の 営 業 収 益	
営 業 費 用	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	
取 引 所 等 関 係 費	
人 件 費	
役員報酬	()
従業員給料	()
その他の人件費	()
不 動 産 関 係 費	
事 務 費	
租 税 公 課	
減 価 償 却 費	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	
そ の 他	
営 業 損 益	
営 業 外 収 益	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	()
経 常 損 益	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
当 期 純 損 益	

(3) その他

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
資 産 の 部 合 計	
(負 債 の 部)	
負 債 の 部 合 計	
(純 資 産 の 部)	
純 資 産 合 計	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	

(単位：百万円、%)

2. 純資産額規制比率

(1) 純資産額規制比率の状況

資 産 合 計 (A)	
資 産 の 額 か ら 控 除 す る 金 額 (B)	
負 債 合 計 (C)	
負 債 の 額 か ら 控 除 す る 金 額 (D)	
法 第 2 1 1 条 に 規 定 す る 純 資 産 額 (E) (E) = (A) - (B) - (C) + (D)	
リ ス ク 相 当 額 (F)	
市 場 リ ス ク 相 当 額	()
取 引 先 リ ス ク 相 当 額	()
基 礎 的 リ ス ク 相 当 額	()
純 資 産 額 規 制 比 率 (G) (G) = (E) ÷ (F) × 100	

(2) 資産の額から控除する金額

流 動 資 産	
委 託 者 等 未 収 金	()
関 係 会 社 に 対 す る 短 期 貸 付 金	()
前 渡 金	()
前 払 費 用	()
一 般 貸 倒 引 当 金 (Δ)	
固 定 資 産	
無 形 固 定 資 産	()
長 期 未 収 債 権	()
長 期 貸 付 金	()
長 期 前 払 費 用	()
繰 延 税 金 資 産	()
繰 延 資 産	
保 有 す る 有 価 証 券	
関 係 会 社 が 発 行 し た 有 価 証 券	()
他 の 会 社 又 は 第 三 者 が 発 行 し た C P 又 は 社 債 券	()
未 公 開 株 等	()
第 三 者 の た め に 担 保 に 供 さ れ て い る 資 産	
合 計	

(3) 負債の額から控除する金額

商 品 取 引 責 任 準 備 金 等	
長 期 劣 後 債 務	
短 期 劣 後 債 務	
合 計	

(単位：百万円)

(4) リスク内訳

内 訳	リスク相当額
市場リスク相当額	
金 リ ス ク 相 当 額	
ロ ン グ ポ ジ シ ョ ン	
シ ョ ー ト ポ ジ シ ョ ン	
コ モ デ ィ テ ィ リ ス ク 相 当 額	
ロ ン グ ポ ジ シ ョ ン	
シ ョ ー ト ポ ジ シ ョ ン	
オ プ シ ョ ン 取 引	
そ の 他 市 場 リ ス ク 相 当 額	
取 引 先 リ ス ク 相 当 額	
金 関 連 取 引	
貴 金 属 関 連 取 引	
そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	
短 期 貸 付 金	
未 収 入 金	
未 収 収 益	
委 託 者 等 未 収 金	
短 期 差 入 保 証 金	
保 証 債 務	
保 証 預 託	
そ の 他 取 引 先 リ ス ク 相 当 額	
基 礎 的 リ ス ク 相 当 額	
合 計	

(単位：百万円、%)

3. 委託者等資産保全措置の状況

(1) 商品市場における取引

①委託者等資産保全措置の状況

項目	金額
委託者に係る負債から委託者に係る資産を控除した額	
商品取引所又は商品取引清算機関に預託された証拠金の額	
受渡しの決済のために商品取引所又は商品取引清算機関に預託された財産	
保全対象財産	
委託者等資産保全措置額	
信託契約額	
委託者保護基金への預託額	
現金	
有価証券等	
保証委託契約額	
代位弁済委託契約額	
委託者等資産保全措置率	
委託者等資産保全措置過不足 (▲) 額	

②取引証拠金預託猶予額

金融機関名	契約金額
合計	

③信託契約相手先別明細

信託契約の受託者	契約金額
合計	

④保証委託契約金融機関別明細

金融機関名	支払保証限度額
合計	

(単位：百万円、千株)

(2) 外国商品市場取引

保 全 必 要 財 産 額		
金 銭 等	残高	内訳
管 理 の 方 法		
預 金 又 は 貯 金		
特 定 信 託		
金 銭 信 託		
カバ ー 取 引 先 へ の 預 託		
媒 介 等 相 手 方 へ の 預 託		
有 価 証 券 等	残高	内訳
管 理 の 方 法		
自 己 で 管 理		
第 三 者 に よ る 管 理		
合 計 額		

(3) 店頭商品デリバティブ取引

保 全 必 要 財 産 額		
金 銭 等	残高	内訳
管 理 の 方 法		
預 金 又 は 貯 金		
特 定 信 託		
金 銭 信 託		
カバ ー 取 引 先 へ の 預 託		
媒 介 等 相 手 方 へ の 預 託		
有 価 証 券 等	残高	内訳
管 理 の 方 法		
自 己 で 管 理		
第 三 者 に よ る 管 理		
合 計 額		

4. 取引の状況

①商品市場における取引の状況 (単位：数量)

商品又は商品指数	取引の種類	委託	自己	計

委託者等数	うち取引実績委託者等数

②外国商品市場取引の状況 (単位：数量)

商品又は商品指数	取引の種類	委託	自己	計

委託者等数	うち取引実績委託者等数

③店頭商品デリバティブ取引の状況 (単位：数量)

商品又は商品指数	取引の種類	媒介等	自己	計

委託者等数	うち取引実績委託者等数

(記載上の注意)

1. 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
2. 「1. 主要勘定残高」については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること。
3. 「1. (1) 貸借対照表」及び「1. (2) 損益計算書」については、商品先物取引業者（令第28条各号に掲げる者を除く。）が記載すること。「1. (3) その他」については、商品先物取引業者（令第28条各号に掲げる者に限る。）が記載すること。
4. 「2. 純資産額規制比率」については、法第211条に規定する商品先物取引業を行う商品先物取引業者のみが記載すること。純資産額規制比率は、小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。長期劣後債務及び短期劣後債務については、その金額、契約日又は発行日又は償還日を注記すること。
5. 「3. 委託者等資産保全措置の状況」については、委託者等からの預り金等を預金として取り扱っている者においては、記載することを要しない。
6. 「3. (1) ①委託者等資産保全措置率」については、小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
7. 「3. (2) 外国商品市場取引」及び「3. (3) 店頭商品デリバティブ取引」については、金銭等にあつては、法第210条第1項第2号に掲げる財産をいい、有価証券等にあつては、施行規則第98条の3第4項に規定する有価証券等をいう。
8. 「3. (2) 外国商品市場取引」及び「3. (3) 店頭商品デリバティブ取引」については、特定信託にあつては、施行規則第98条の3第1項第1号の信託契約に基づく信託をいい、金銭信託にあつては、施行規則第98条の3第1項第2号ロの信託契約に基づく信託をいう。
9. 「3. (2) 外国商品市場取引」及び「3. (3) 店頭商品デリバティブ取引」については、現金又は貯金にあつては通貨ごとに記載し、有価証券等にあつてはその種類ごとに記載すること。なお、「内訳」の欄については、管理方法が「自己で管理」の場合にあつては、その管理場所を記載し、それ以外の場合にあつては、預金等の相手方の商号又は名称及び当該相手方ごとの作成日残高を記載すること。
10. 「4. 取引の状況」については、商品市場における取引の状況にあつては、商品取引所別及び上場商品構成物品又は上場商品指数の種類別に取引数量を掲載すること。なお、取引所の会員たる商品先物取引業者においては、「委託」の欄の記載にあたり、商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書で記載すること。
11. 「4. 取引の状況」については、外国商品市場取引の状況にあつては、外国商品市場開設者別及び上場商品構成物品又は上場商品指数に相当するものの種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、報告対象月の末日における外国為替レートにより邦貨換算すること。また、取引所の会員たる商品先物取引業者において、「委託」の欄の記載にあたり、外国商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書で記載すること。
12. 「4. 取引の状況」については、店頭商品デリバティブ取引の状況にあつては、店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指数（商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを含む。）の種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、報告対象月の末日における外国為替レートにより邦貨換算すること。
13. 「4. 取引の状況」については、「委託者等数」の欄に、報告対象月の末日における商品取引契約を締結しての者の数を記載することとし、「うち取引実績委託者等」の欄に、報告対象月の末日における決済の結了していない取引を行っている者の数を記載すること。